

第 6 章「保護者に対する支援」骨子 メモ

網野武博

◎ 全体の方向性

- 1 今回とくに指摘、強調された主旨や内容を可能な限り盛り込む方向で案を作成した。
- 2 現行保育指針第 13 章は、保育所における子育て支援のエッセンスを盛り込んでいる。この主旨や内容の多くは、今日においても変わらぬ重要性を持っているので、継続する方向で案を作成した。
- 3 告示の性格、解説の性格に分類して、全体を構成する方向で案を作成した。

◎ 第 6 章 たたき台案

- 1 事務局のたたき台案は、以上の方向性でまとめた原案を踏まえて、事務当局の方針を加え、またワーキングの議論を参考にして作成されている。
- 2 なおさらにとくに留意したい内容については、以下の通りである。

○ 保育所における保護者に対する支援の制度上の基盤は以下の通りであり、とくに保育所の役割・機能、保育士の役割、各専門的背景を持った保育者の役割の三層で構成されていることに留意し、とくに誰が何を行うかを明瞭にして、告示並びに解説を加える必要がある。

保育所：児童福祉法第 48 条の 3 第 1 項 児童福祉施設最低基準第 36 条

保育士：児童福祉法第 18 条の 4、同 48 条の 3 第 2 項 児童福祉施設最低基準第 36 条

保育者：児童福祉法第 48 条の 3 第 1 項 児童福祉施設最低基準第 36 条

○ 保育所の保護者支援、子育て支援は、保育に支障がない限りにおいて行うという努力義務規定であることを留意し、「---すること」、「---努めること」、「---望ましいこと」などの使い分けが必要となる。

○ 保育者の役割も、基本的にはこれと同様と考えられる。一方保育士は、保育指導を行うことを業とする者であり、保育士の役割はその業務規定を踏まえて記述する部分が多いと考えられる。

○ 保育者、保育士の〈専門性〉に関しては、総論的な部分で、「保育に関する知識、技術、判断、倫理」として明記し、以下の専門性に関する記述は、その内容をあらわしていることを明らかにする。

○ 検討会の議論、ワーキンググループの議論を踏まえ、「支援」「援助」「相談・助言」「保育指導」の意味内容を明確に記す。

○ 地域における子育て支援は、各保育所の特徴、地域の状況、背景などを十分に考慮して実施することの重要性を明記し、例示する内容すべてを行わなければならないという受け止め方を避けるようにする。しかし、すべての保育所が行うことが望ましいものについては、議論を重ね、その主旨で記述する。

○ 現行指針の重要な事項や内容で、告示で記述できないものであっても、解説の中で可能な限りふれることに留意する。

